標茶町お試し暮らし住宅要綱

(目的)

第1条 標茶町への移住に関心のある者が一定期間標茶町(以下「町」という。)での生活体験をできる場を提供するため「お試し暮らし住宅」を活用し、移住・交流人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 移住希望者とは、町への移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通じて 移住しようとする者。
 - (2) お試し暮らし住宅(以下「住宅」という。)とは、家具、電化製品などを完備して移住生活を体験できる住宅。

(期間)

第3条 住宅の使用は1月から12月までの期間中、使用単位を最短7日間、最長3ヶ月とする。

(位置)

第4条 住宅の位置は、別表に定めるところによる。

(使用申込み)

第5条 住宅を使用しようとする移住希望者(以下「使用者」という。)は、予め施設の使用について、「標茶町お試し暮らし住宅使用申込書」(別記様式第1号。以下「申込書」)にて申込みをしなければならない。

(使用許可)

- 第6条 標茶町商工会青年部長(以下「青年部長」という。)は、申込書を受けたときは、 その内容を審査し、その可否を申込者に通知する。
- 2 住宅の使用について希望する期間が重複した場合の選考方法は書類選考とする。

(使用料)

- 第7条 使用者は、前条の使用の規定による許可書の交付を受けたときは、別表に掲げる 住宅使用料を使用開始日の14日前までに一括納付しなければならない。
- 2 使用者は第11条第1項の規定に基づく住宅使用の延長を行う場合は、別表の使用料を 納付しなければならない。
- 3 申込書提出時、ふとんのレンタルを申し込まれた場合は1組につき別途1,080円 のクリーニング料金を住宅使用料と一緒に納付しなければならない。
- 4 既に納めた住宅使用料についてはこれを還付しない。ただし、青年部長が特に必要と 認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前項の規定により住宅使用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 天災、その他使用者の責めに帰することができない理由により使用が出来なくなった場合。使用未済期間の日割りで100分の100

- (2) 青年部長が特に必要と認め、使用許可期間を短縮した場合。使用未済期間の日 割りで100分の100
- (3) その他止むを得ない事情により青年部長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。
- 6 住宅使用料には、住宅の使用に伴うガス代、電気料金、上下水道料金、備え付け家財 道具等一式使用料、NHK受信料、駐車場代、及び(入居する人数に関わらず)入居す る日数の2分の1日の温泉入浴券を含んでいる。ただし、飲食費、洗面具及び衛生用品 等の日常消耗品や交通費については含まれていないので別途自己負担とする。
 - 尚、灯油代については実質精算とし、退去する前日に使用分の支払をすること。
- 7 キャンセルは、使用申込みの取り消し、住宅使用取り消しと2種類あり、それぞれ次 の項目に定めるところによる。
 - (1)使用者は申込書の提出後、使用希望期間に住宅に滞在できなくなった場合には、 速やかに申込みの取り消しを申し出なければならない。
 - (2) 使用者は許可書の発行後、使用希望期間に住宅に滞在できなくなった場合には、 速やかに住宅の使用取り消しを申し出なければならない。
 - (3) 前号の規定による、許可書発行後のキャンセルに限り、次の表に定めるキャンセル料金が発生するものとする。ただし、止むを得ない事情により青年部長が特に認めた場合はこの限りでない。

キャンセルのお申し出日	キャンセル料	備考
使用開始日の14日前~前日	使用料金の50%	
使用開始日以降または連絡なしの不滞在	使用料金の100%	

(使用者の遵守事項)

- 第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1)使用者は、入居開始日に青年部長より当該住宅の鍵(以下「鍵」という。)を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは速やかに青年部長にその旨を報告しなければならない。
 - (2) 使用者は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備え付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
 - (3) ごみは決められたルールに従い排出すること。
 - (4)使用者は、住宅の使用期間が満了するときに清掃等を行い、住宅を原状に復し、 直ちに青年部長に鍵を返却すること。
 - (5) その他、住宅の使用に関し必要な事項。

(行為の制限)

- 第9条 住宅において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 別表で定めるペット不可物件でペットを飼育すること。
 - (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、その他これに類する催しをすること。
 - (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配付すること。
 - (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
 - (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (8) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
 - (9) その他住宅の使用にふさわしくない行為。

(許可の取消)

第10条 青年部長は使用者に第9条及び前条の規定に反する行為があったと認めた場合、 第6条の規定による使用許可を取り消すことができる。

(使用の延長)

- 第11条 使用者は、使用期間が満了するにあたり、満了後の期間に第5条の規定による住宅の予約・申し込みが無い場合に限り滞在延長の申し出をすることができる。その際に新たに賃貸契約等を締結し、使用料等を納付しなければならない。
- 2 第5条から第10条までの規定は、前項の延長使用に準用する。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第12条 使用者が、住宅の使用にあたって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、青年部長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

- 第13条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに青年部長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による住宅、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、その損害 を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により青年部長が特に認めた場 合はこの限りではない。

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内での事故及び、 住宅周辺で発生した事故に対して、青年部長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青年部長が別に定める。

別表

住宅名		オジロワシ	タンチョウ	シマフクロウ
位 置		標茶町旭2丁目11番4-1	標茶町字チャンベツ原野基線 13番地 16	
延床面積		44.64 m²	65.00 m²	71.00 m²
住宅使用料	1週間	26,800 円	40,000 円	
	2週間	31,900 円	47,500 円	
	3週間	37,100 円	55,100 円	
	1 か月	41,000 円	61,000 円	
	1か月超	1か月の料金+1,350円/日	1 か月の料金+2,000 円/日	
	延 長	1,350 円/日	2,000 円/日	
ペットの飼養 不可		不可	可	